

## 条例項目(案)別の検討状況(第11回検討委員会時点)

## ◆当資料について

- ※ 第10回検討委員会 資料2「条例項目(案)別の検討状況」について、第10回の議論を踏まえて項目の順序および内容を時点修正しています。
- ※ 第10回検討委員会 資料2「条例項目(案)別の検討状況」から変更された内容を青字で表記しています。
- ※ これまでご議論いただいたもののうち、大筋の方向性が見えた意見などを項目別に記載しています。「●」「①、②…」で表記しているものが議論いただいた内容／検討状況となっています。
- ※ 検討途中項目を中心に「参考」「参考追記」と表記し、その下に事務局作成たき台や「自治基本条例」の内容、「協働のまちづくり提言」の内容を記載しています。議論の参考にしていただきたいと思います。
- ※ 当資料により、現在の議論の進捗状況、内容を確認いただき、更に検討を深めるべき項目や追加すべき項目、新たに検討すべき項目などの参考にしていただきたいと思います。

## ◆これまでの議論を踏まえた条例項目(案)

## ◇基本項目

前文

## I 総則

1 目的

2 用語の定義

## II 協働のまちづくりの基本理念

1 協働のまちづくりの基本理念

2 協働のまちづくりの基本原則

#### ◇協働のまちづくり推進のしくみ

##### Ⅲ 協働のまちづくり推進組織

- 1 協働のまちづくり推進組織の設立（＝協働の推進方法）
- 2 協働のまちづくりの拠点（＝協働の推進方法）
- 3 協働のまちづくり推進組織の運営と役割
- 4 協働のまちづくり推進組織の構成員
- 5 協働のまちづくり推進組織の構成員の役割
- 6 協働のまちづくり推進組織の要件
- 7 協働のまちづくり推進組織の申請・認定等
- 8 協働のまちづくり推進計画
- 9 協働のまちづくり推進組織の合意形成

#### ◇協働のまちづくりへの支援・環境整備

##### Ⅳ 協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備

- 1 協働のまちづくり推進組織への支援（＝市の役割）
- 2 人材の育成
- 3 協働のまちづくり推進組織を支援する組織（＝まちづくりの外部支援／＝地域格差の解消）
- 4 地域間のネットワークづくり（＝拠点間のネットワークづくり／＝地域格差の解消）
- 5 協働のまちづくり推進拠点の充実
- 6 地域交付金の交付
- 7 情報の提供・共有と発信支援

##### Ⅴ 協働のまちづくりにおける市民活動団体の役割と支援

- 1 市民活動団体の役割
- 2 市民活動団体への支援

#### ◇その他

##### Ⅵ その他

- 1 見直し

## ◆条例項目(案)別の検討状況

### ◇基本項目

#### 前文

- 条例の骨格が出来たのちに検討

## I 総則

### 1 目的

- 事務局作成たたき台をベースに最終作成  
(参考:事務局作成たたき台)
- ◇ 明石市自治基本条例に基づき、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(協働のまちづくり推進組織)の設置および運営、および交付金等の各種支援など協働のまちづくりの推進方策等を定めることで、協働のまちづくりを推進する。

### 2 用語の定義

- 事務局にて最終的に作成

## II 協働のまちづくりの基本理念

### 1 協働のまちづくりの基本理念

- 自治基本条例の内容をベースに作成  
(参考:「協働のまちづくり提言」/「自治基本条例」)
- ◇ まちづくりは、「市民力を生かした未来を拓くまちづくり」を念頭に置き、これまでのまちづくりの蓄積の上に、市民と市が、良好なまちづくりパートナーとして、協働しながら、新しい時代に向け、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目指す。
- ◇ 上記を達成するために、市民と市、市民同士が互いの特性を尊重し認め合い、適切な役割分担を行うことで相乗効果を生み出し、自律的な行動のもとに、共通の目的である公共的な課題の解決を図る。(「公共的な課題」とは、子育てや児童虐待などの問題や、防災や防犯活動、ゴミ減量、リサイクル活動などの従来から取り組んできたものだけでなく、社会的包摂など新たな問題や今後発生する社会的問題を指す)
- ◇ 自治基本条例に自治の基本原則として定める協働のまちづくりについての事項「市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと」を踏まえる。

## 2 協働のまちづくりの基本原則

- ① 市民と市、市民同士が協働のまちづくりの基本理念に基づき、パートナーとして適切な役割分担の下で連携し、協働する。
- ② 以下のような原則に基づき、協働のまちづくりを推進する。
  - (ア) 市民と市、また市民同士は、まちづくりの当事者であるパートナーとして対等である。(対等の原則)
  - (イ) 市民と市は、また市民同士は、情報の共有や透明性の確保に努める。(公開の原則)(参考追記:「協働のまちづくり提言」)
- ◇ 協働のまちづくりにおいて「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目的として共有する。(目的共有の原則)
- ◇ 市民と市は、また市民同士は、互いの自主性、自発性を尊重し、互いが主体性を発揮し、地域の課題解決に取り組む。(自主性尊重の原則)
- ◇ 市民と市は、また市民同士は、自主性の尊重と主体性の発揮を基本に、互いの情報の交換と対話を通じて理解を深め、信頼関係の構築に努める。(相互理解の原則)
- ◇ 市民と市は、また市民同士は、互いの資源や専門性を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合う関係を築く。(補完の原則)

### ◇協働のまちづくり推進のしくみ

#### Ⅲ 協働のまちづくり推進組織

##### 1 協働のまちづくり推進組織の設立 (=協働の推進方法)

- ① 市民は、地域を基盤に、地域の多岐にわたる課題に協働のまちづくりの基本理念に基づいて対応するための協働のまちづくり推進組織を設立する。
- ② 小学校区を対象とする地域の単位として、設立される協働のまちづくり推進組織は原則として1地域に1団体とする。
- ③ 協働のまちづくり推進組織は地域の住民だけでなく、市民として地域の課題やまちづくりのビジョンを共有する団体、個人などの参加者による協議を経て設立される。
- ④ 協働のまちづくり推進組織の設立の要件は別途定める。

##### 2 協働のまちづくりの拠点 (=協働の推進方法)

- ① 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点と位置付ける。  
(参考:「自治基本条例」)
- ◇ 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域の情報や課題を共有する場、(また課題を共有する市民)自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場とする。

### 3 協働のまちづくり推進組織の運営と役割

- ① 協働のまちづくりの理念に基づき市民が主体となって運営する。
  - ② 対象となる地域(小学校区)全体及びそれを構成する小地域における課題やまちづくりのビジョン等を共有して、その課題やビジョンを解決していくための戦略を作り、計画を作成して実施し、成果を振り返り発展的に継承していく役割を有する。
  - ③ 小学校区におけるまちづくりで**中心的な**役割を果たす。
  - ④ 地域の多岐にわたる課題に総合的に対応できる組織。
  - ⑤ 民主的な手続きにより運営され、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有し協働でまちづくりを担うことを希望する全ての人に対して開かれた運営を行う。
  - ⑥ 協働のまちづくり推進組織は、組織に参画する団体、個人のみならず、地域住民全般にサービスを提供する。またそのための計画を有する。
  - ⑦ 協働のまちづくりの成果を踏まえ市長に対して提言を行う。
- (参考:自治基本条例「協働のまちづくり推進組織」)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力に努めるものとする。
  - ◇ 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。
  - ◇ 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。

### 4 協働のまちづくり推進組織の構成員

- ① 協働のまちづくり推進組織には地域の住民だけでなく、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有できる団体、個人が参加できる。
- ② 協働のまちづくり推進組織には自治会、学校、幼稚園、民生児童委員、高年クラブ、子ども会、幼稚園・保育所・小学校 PTA、など様々な、地域を基盤として住民を主体とする団体(以下、地縁による団体)や、NPO やボランティアグループ、高等教育機関、社会福祉法人など主として理念や活動を共有する団体(以下、テーマ型団体)、個人が参加する形が望ましい。
- ③ 市は、協働のまちづくり推進組織が、地域の課題やまちづくりのビジョン、地域の条件等を踏まえて設立されることを考慮し、組織の構成員については組織の事例を提示し、地域での組織作りを支援する。
- ④ **自治会・町内会**は、住民に最も身近な立場の組織であり、総合的な活動を行うことから、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体である。等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、**自治会・町内会**に代表される地縁による団体に主体的に参加し、地域活動等に積極的に取り組むように努める。
- ⑤ NPO やボランティアグループ、社会福祉協議会などテーマ型団体は、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有することで、協働のまちづくり推進組織に主体的に参加する。

## 5 協働のまちづくり推進組織の構成員の役割

- ① 協働のまちづくり推進組織にかかわる団体・個人および参加する団体・個人は、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有し、地域のビジョンの達成や地域における課題の解決に主体的に取り組み、それぞれの役割を果たす。
- ② 構成員は特定団体、特定個人の個別利益に寄与することを目的としない。

## 6 協働のまちづくり推進組織の要件

- ① 協働のまちづくり推進組織は、民主的な手続き(参加の方法や意思決定の方法が明確であり、公表され、それを実施するために具体的な手段が講じられていること)をもってその運営を行うとともに、組織として計画を作成する能力(計画性、まちづくりの計画を立てる)を有し、透明性(事業計画書や予算書の公開など情報公開、容易に組織の決定過程へ参加することができるなど)と開放性(一定の条件を満たすならば公開された手続きを経て、どのような人、団体であっても、活動が限定されず組織に参画することができる)を確保することのできる組織である。
- ② 協働のまちづくり推進組織は、地域における課題やビジョン等を参画する団体、個人が共有し、それらを解決・実現するための戦略および計画を作成して、協働のまちづくり推進組織またはそこに参画する団体や個人がそれを実施し、その成果を振り返り発展的に継承していく組織である。
- ③ 協働のまちづくり推進組織は、自治会・町内会など地域を基盤とし、住民を主体とする団体が加入し、横断的に連携・協力して活動する組織である。
- ④ 協働のまちづくり推進組織は、概ね小学校区を活動範囲とする組織である。  
(参考追記:事務局作成たたき台)
  - ◇ 地域の多岐にわたる課題に総合的に対応できる。(包括性)
  - ◇ 地域活動の課題を解決するために自主的かつ自律的に活動を行える。(自律性)
  - ◇ 地域活動における相当数の住民に支持されている。(正統性)

## 7 協働のまちづくり推進組織の申請・認定等

- ① 市は、地域において協働のまちづくりを推進するための協定を結ぶ相手方として協働のまちづくり推進組織を認定する。
- ② 認定にあたって、中間支援組織等の外部の意見を聞くことができる。

## 8 協働のまちづくり推進計画

- ① 協働のまちづくり推進組織は、市との協定を結ぶ際には、協働のまちづくり推進計画を市長に届け出なければならない。なお推進計画に含めるべき事項については、下記の通りである。
  - (ア) 検討途中(地域の任意の内容だけでなく、行政サービスの軽減が図れるような行政が期待する内容も盛り込む、という意見が挙げられている。)
  - (イ) 検討途中(どのような事業にどれくらいのお金をかけるのかを明確にする、という意見が挙げられている)

## 9 協働のまちづくり推進組織の合意形成

- 合意形成や意思決定方法には、①話し合いを重ねる、②各団体に 1 票の権利がある投票型、③自治会など構成員が多い団体により多くの票を割り振る投票型、などがあり、最終的には①多数決、②全員一致、③全体の 7 割の合意、などで決定する方法が考えられる。ただ、どのような方法を採用するかは地域でそれぞれ決定することであり、意思決定方法やその手続きが協働のまちづくり推進組織で決められていることが重要である。

## ◇協働のまちづくりへの支援・環境整備

### IV 協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備

#### 1 協働のまちづくり推進組織への支援(=市の役割)

- ① 市は、地域における協働のまちづくりを促進するため、協働のまちづくり推進組織に対して、人的支援、金銭的支援等、まちづくりに必要な支援を行う。
- ② 市は、補助金や委託金を交付するだけでなく、地域と共に汗を流すべき、ワークショップ研修など意識の向上に努めるべき、という意見など、人的支援、意識向上に関する意見も示されている。
- ③ 市は、協働のまちづくりを推進するために必要に応じてその組織や事業の進め方について見直しを行う。
- ④ 市はまちづくりに必要な支援として、市民センターなど市の保有する施設等を協働まちづくり推進組織が活用するために必要な施策を行う。

(参考:自治基本条例「協働のまちづくりにおける市長等の責務」)

- ◇ 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。
- ◇ 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。
- ◇ 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。

#### 2 人材の育成

- ① 市は、協働のまちづくりを推進するためのリーダーを育成するよう努める。
- ② 市は、協働のまちづくりを推進するために必要な能力を備えた市職員の育成に努める。
- ③ 人材育成においてはコーディネーターを育成するという視点を持つ。
- ④ 人材育成においては協働のまちづくり推進組織メンバーや市民活動団体など多様なまちづくりの主体により育成プログラムを作成するように努める。
- ⑤ 育成するのは地域に関わり地域での取り組みを実践するという人材であり座学だけではなく実践を通しての育成を行うよう努める。

(参考追記:事務局作成たたき台)

- ◇ 市民は、さまざまな学習機会を通し、協働のまちづくりに関する自覚と知見を高めるとともに、協働のまちづくりに必要な人材の育成に努める。

### 3 中間支援組織の設置と役割(=まちづくりの外部支援/＝地域格差の解消)

- ① 協働のまちづくりの推進のために中間支援組織は必要である。
  - ② 中間支援組織は、行政、事業者、地縁による団体、テーマ型団体であれ、いずれの組織とも寄り添い、どの組織とも共感できるニュートラルな組織としてそれぞれを繋ぐ役割を果たす。
  - ③ 中間支援組織はコーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つ。
- (参考追記:事務局作成たたき台)
- ◇ 市は地域活動の活性化や地域格差の解消を図るため、中間支援組織を活用するなど人的支援体制の整備を図る。
  - ◇ 市は、中間支援組織を形成・運営しようとする市民の自発的な取り組みを支援する。

### 4 地域間のネットワークづくり(=拠点間のネットワークづくり/＝地域格差の解消)

- ① 市は、地域格差を解消し、全ての地域が等しく協働のまちづくりの推進に取り組めるように、地域間のネットワークづくりに努める。
- ② ~~検討途中(補完性の原理に基づき、市民センターの活用は、地域の単位である小学校区を超えた課題や地域では対応が困難な緊急時の課題などの解決への寄与を考慮し、引き続きその役割・位置づけを検討する。)~~
- ③ 地域格差については、①もう少し地域を大きな視点のネットワークを構築し、その中で格差を調整するような仕組みも検討する、②地域外部の人材、地域を離れて広域で活動している人を上手く地域に結び付けていく、というように市民センターの所管する地区の単位など小学校区よりも広い単位で情報共有などを行うことで格差解消を図る手法や、地域外部の人材の活用により格差解消を図る手法が意見として示されている。

### 5 協働のまちづくり推進拠点の充実

- **事務局作成たたき台をベースに最終作成**  
(参考:事務局作成たたき台)
- ◇ 市と協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進のための拠点である小学校区コミュニティ・センターの運営方法を検討し、協働の理念に基づき、合理的で効率的な運営を目指す。
  - ◇ 市は、協働のまちづくり推進の立場から、小学校区コミュニティ・センターの施設の整備および機能の充実に努める。



## 6 地域交付金の交付

- ① 協定を結ぶ相手方として認定した協働のまちづくり推進組織に対し、協働のまちづくり推進計画に基づく地域交付金(仮称)を交付する。
  - ② **検討途中**(計画の実施については、金銭面だけでなく、事業の質に対する監査など、**チェック機能を検討**する。)
- (参考追記:事務局作成たたき台)
- ◇ 市と協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進計画に基づき、主として協働して行う事業についての協定を締結する。

## 7 情報の提供・共有と発信支援

- ① 市民と市は、情報の共有や透明性の確保に努める。(公開の原則)
- (参考追記:事務局作成たたき台)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織は、明石市情報公開条例の対象ではないが、必要な記録の作成を行うこと。
  - ◇ 協働のまちづくり推進組織は、活動内容等について広く市民に情報を公開する。
  - ◇ 市は、協働のまちづくり推進組織の情報発信について支援する。

## V 協働のまちづくりにおける市民活動団体の役割と支援

### 1 市民活動団体の役割

- **検討途中**(協働のまちづくりに市民活動団体がどう関わっていくのかについて、事務局作成たたき台をベースに検討する。)
- (参考:事務局作成たたき台)
- ◇ ここでは、主としてテーマ型団体である市民活動団体について記述する。
  - ◇ 自らの理念や考え方、持つ資源や対象が、特定の協働のまちづくり推進組織の理念と共通し、また課題解決に資する場合は、積極的に関与する。
  - ◇ 上記以外では、小学校区よりも広域や明石市全体において、自らの持つ知識、専門性等を活かし、まちづくりに貢献するように努める。
  - ◇ 積極的に情報提供し、活動内容が市民に理解されるように努める。
  - ◇ 他の市民活動団体、協働のまちづくり推進組織、市などと連携して活動するように努める。

## 2 市民活動団体への支援

- 検討途中（協働のまちづくりに市民活動団体がどう関わっていくのか、それを行政としてどう支援していくのかについて、事務局作成たたき台をベースに検討する。）

（参考：事務局作成たたき台）

- ◇ 市は、協働のまちづくりの理念に基づき、その推進に資する市民活動を促進するため、地縁による団体、テーマ型団体いずれの市民活動団体に対して、まちづくりに必要な支援を行う。
- ◇ 市は、テーマ型市民活動団体の活動の場を設置し、機能の充実に努める。
- ◇ 市は、市民活動団体に対して、その活動を促進するための助成などの支援を講じるように努める。
- ◇ 市は、市民活動団体の特長が生かせる事業について、協働事業の機会創出に努める。

## ◇その他

### V その他

#### 1 見直し

- 検討途中（協働のまちづくり推進の仕組みの評価や見直しを行う組織や機能のあり方について検討する。）

（参考：事務局作成たたき台）

- ◇ 小学校区の合併・縮小など将来的な社会変化に対しては、何年か毎に、条例や仕組みの変更を検討する。